

広島県告示第九百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称              | 所 在 地                    | 指 定 年 月 日   |
|------------------|--------------------------|-------------|
| 笠岡レディースクリニック     | 呉市西中央一丁目三番一〇号メデイカルスクエア五階 | 平成二十二年一〇月一日 |
| 木村耳鼻咽喉科アレルギー科    | 三原市宮浦六丁目三番二八号            | 平成二十二年一〇月一日 |
| 岡崎医院             | 尾道市因島重井町二九三三番地           | 平成二十二年九月一〇日 |
| 河野眼科             | 府中市高木町六〇番地一              | 平成二十二年一月一日  |
| 医療法人健全会藤本歯科クリニック | 呉市阿賀北七丁目一三番一二号           | 平成二十二年一〇月一日 |
| 大元歯科医院           | 尾道市尾崎本町四番九号              | 平成二十二年一月一日  |
| 田川歯科医院           | 尾道市因島土生町一八九九番地一六七        | 平成二十二年八月一九日 |
| ひまわり歯科           | 安芸郡海田町昭和町二番三八号           | 平成二十二年九月二七日 |
| シオン薬局            | 大竹市油見三丁目一番五号             | 平成二十二年一〇月一日 |
| 東広島タカズミ薬局        | 東広島市西条町寺家六六二三番地四         | 平成二十二年一〇月一日 |